

第1章 スポーツ推進の基本理念とスポーツ施設整備計画策定

1 基本理念と計画策定の意図

草加市は、以下の基本理念と施策の意図に基づき、スポーツ推進に資するためにスポーツ施設整備計画を策定します。

【基本理念】

「草加市スポーツ・健康づくり都市宣言」をしている本市では、すべての市民が生涯にわたりスポーツを通じて健やかな心と体をつくり、連帯の輪を地域にひろめ、健康な明るいまちづくりを進めていくことをめざしています。

【施策の意図】

「だれもが、いつでも どこでも いつまでも スポーツに取り組める環境をつくる。」

草加市スポーツ・健康づくり都市宣言

平成26年9月17日

告示第953号

私たち草加市民は、ひとりひとりが健康の意義を十分に認識し、健康生活に対する意欲と能力をたかめ、スポーツや食生活を通じて健やかな心と体をつくり、連帯の輪を地域にひろめ、健康な明るいまちづくりを進めていきます。

ここにスポーツ健康都市の精神を発展させ、生涯にわたり健康づくりを進めるスポーツ・健康づくり都市を宣言します。

栄養と体力の調和がとれた健康生活をきずきましょう。

スポーツに親しみ健やかな心と体をつくりましょう。

スポーツ・健康づくりを通じて多くの仲間をつくり、連帯の輪をひろめましょう。

身近なところから体を動かし、バランスのとれた食生活を実践しましょう。

健康な明るいまちづくりをすすめましょう。

2 策定の趣旨

草加市は、昭和53年10月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、昭和61年に財団法人化した草加市体育協会（以下「体育協会」といいます。）と連携しながら、スポーツを通じて健やかな心と体をつくり、連帯の輪を地域に広げ、健康な明るいまちづくりを進めてきました。

少子高齢化が進む中で、体力づくりに加え、健康づくり、生きがいづくり、さらには地域コミュニティ形成への貢献がスポーツに求められるようになりました。このような社会情勢の変化を受けて、平成24年度から草加市ではスポーツを通じた健康づくりを目指す「SKT24推進事業」に取り組んでいます。また、平成26年9月には、「スポーツ健康都市宣言」に健康づくりの要素を盛り込み、さらに発展させた「スポーツ・健康づくり都市宣言」を行いました。

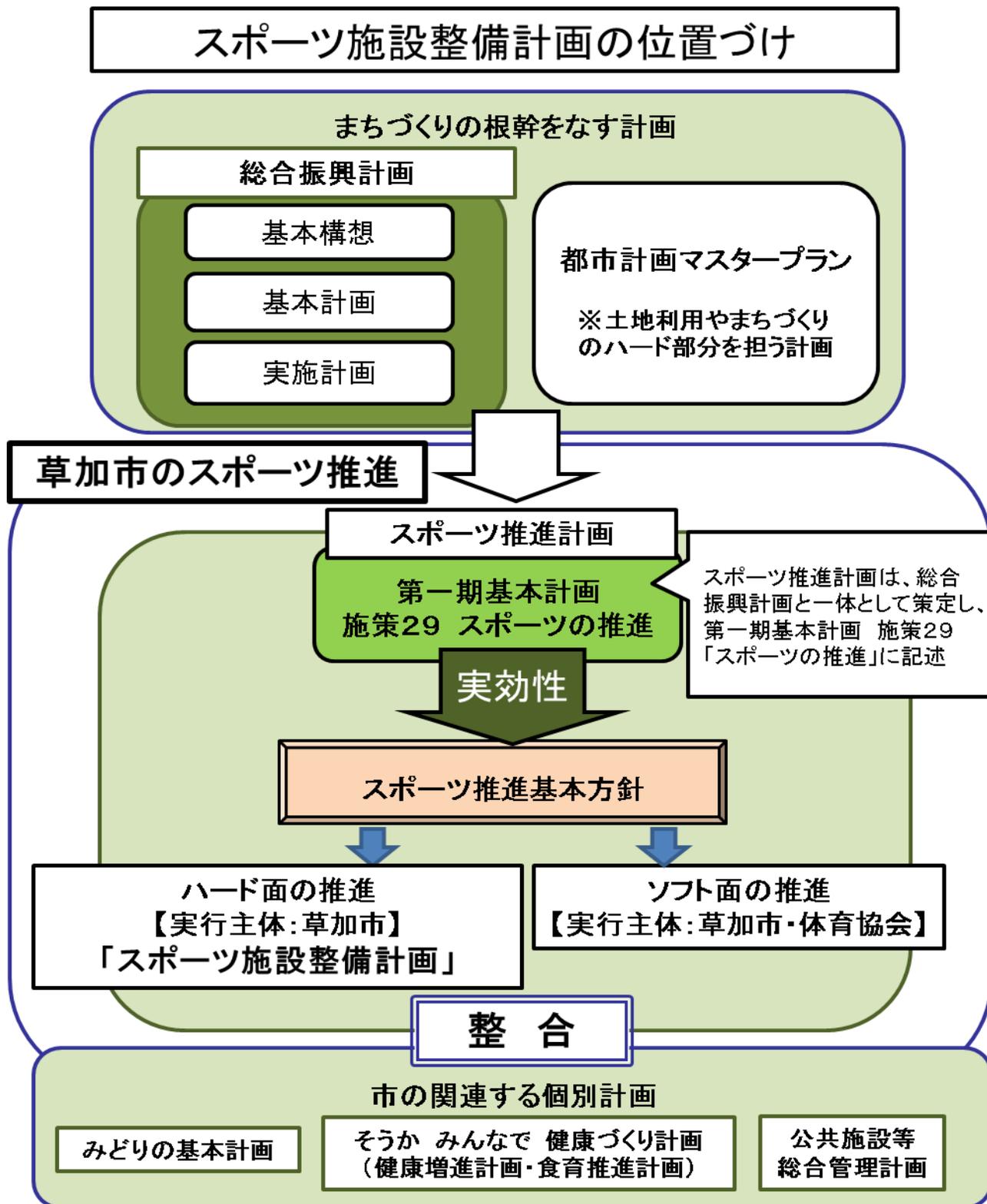
平成28年3月には、本市を取り巻くスポーツの現状と課題を整理し、今後の方向性や取組を明らかにし、より一層のスポーツの推進を図っていくために、「草加市スポーツ推進計画」（以下「スポーツ推進計画」といいます。）を、市の基幹計画である「第四次草加市総合振興計画」（以下「総合振興計画」といいます。）と一体として策定しました。さらに、スポーツ推進計画が実効性を有し、効率的・効果的なスポーツ行政を推進できるように、「草加市スポーツ推進基本方針」（以下「スポーツ推進基本方針」といいます。）を定めました。

スポーツを通じた健康づくりを生涯にわたって取り組み、成果をあげていくためには、「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」の要素が不可欠です。「どこでも」、「いつまでも」の要素を恒久的に担

保していくためには、行政の役割としてスポーツ推進基本方針の中で「場の整備」として記述したハード面、すなわちスポーツ施設の整備について、現状や課題、市の考え方、今後の方向性を明らかにしながら推進することが必要です。

このことから、「草加市スポーツ施設整備計画」（以下「スポーツ施設整備計画」といいます。）をここに定めるものです。

3 スポーツ施設整備計画の位置づけ



4 公共施設の整備に関する市の考え方

施設等の改修や更新については、将来のまちづくりと財政推計に基づき、適切な時期に適切な方法で進めていく必要があります。

また、東京都に隣接しているという草加市の立地特性から、都市化の進展により整備可能な用地は限られ、まとまった用地の確保は難しい状況となっています。

さらに、人口減少に伴う税収の伸び悩みや社会保障関連経費の増大に伴い、財政状況が厳しくなることが予測されます。既存施設等の適正な維持管理を含め、スポーツ・健康づくり都市宣言の趣旨実現に向けて、必要な整備を進める必要があります。

本計画は、市の基幹計画である総合振興計画や「まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン 2017-2035」（以下「都市計画マスタープラン」といいます。）と連動する必要があります。総合振興計画の基本計画の計画期間が4年であり、また、スポーツ推進基本方針の期間と合わせるため、本計画の期間は、平成29年度から平成35年度までの7年間とします。なお、平成22年度に公共施設の配置状況や全般的な課題、さらに将来施設ごとに取り組むべき課題を整理した「公共施設配置計画（2011～2015）」、平成26年度に公共建築物、各地域における「公共空間のあり方」の議論の出発点に立つ基礎資料として、「草加市公共施設マネジメント白書」を策定しています。また、草加市の公共施設等の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして「草加市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

5 利用圏域

総合振興計画や、都市計画マスタープランの地区区分に合わせたコミュニティブロックの10地区を基本的な利用圏域として設定します。

- ① コミュニティブロック：基礎コミュニティを最小単位として市内を10地区に区分します。
- ② 全市：市全体、あるいは周辺自治体を含めた広域的なエリアを想定します。

■コミュニティブロックの10地区

施設機能ごとの利用頻度を考慮し、利用者ニーズに応じたバランス良い施設機能を配置していくことが求められます。



第2章 草加市の概要

1 社会的条件

(1) 人口

市の人口は、まだ緩やかな増加傾向にありますが、平成66年には平成27年に比べて20%減の19万6,368人にまで減少するものと推計されています。

年齢別に見ると、少子高齢化は今後も進行し続け、65歳以上の高年者が17%程度増加し6万5,787人となる一方、15歳未満の年少人口は約40%減少し1万9,590人に、また、15～64歳の生産年齢人口は約30%減少し11万991人になると見込まれています。高年者人口が増加するのは平成56年までで、それ以降はすべての年齢層で人口が減少するものと推計されています。

(2) 世帯

市の世帯数は、人口減少に転じる平成31年以降も、単身世帯の増加などの影響からしばらく増加を続けますが、平成37年をピークに減少に転じ、平成66年には平成27年に比べて10%減の9万8,512世帯に減少するものと推計されています。

家族類型別には、高齢化に伴い65歳以上の高年者のみの世帯が増加する一方、65歳未満の世帯は減少するものと推計されます。特に75歳以上の高年者単身世帯は平成27年に比べ2.2倍の約1万1,000世帯に達し、高年者の地域での居場所づくりや活動場所の確保、空き家の発生などが大きな課題となるものと推測されます。

2 スポーツの現状と将来の利用需要

(1) スポーツ参加者動向

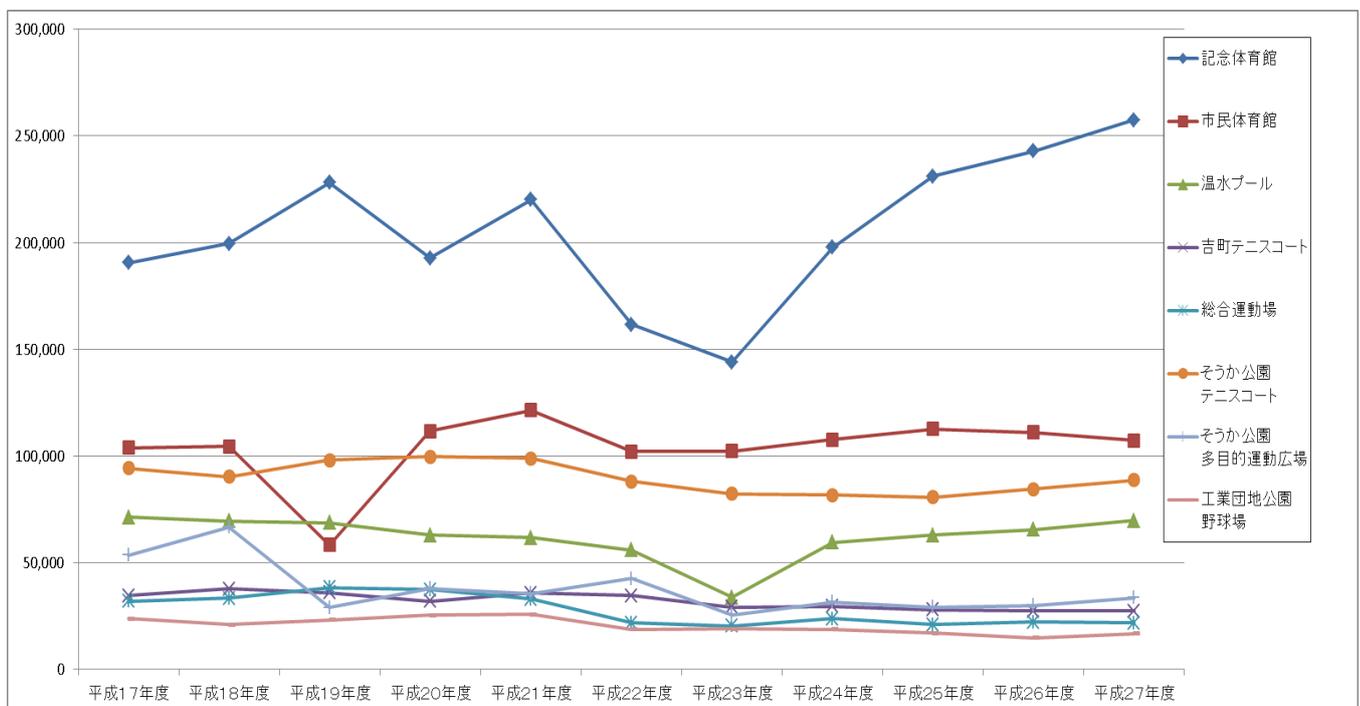
体育協会に加盟する社会体育団体（以下「体育協会加盟団体」といいます。）の数については、スポーツ少年団を含めて、この10年間で大きな変動はありません。体育協会加盟団体のうち、サッカー協会、グラウンドゴルフ協会、テニス協会及び野球連盟は、登録者がいずれも1,000人を超え、団体スポーツでは人気種目となっています。

中学校部活動の加入状況を見ると、ソフトテニス部、サッカー部、バスケットボール部への加入者が多く、若者のスポーツについては、この3種目の人気が高いことがうかがえます。

また、平成28年度に実施した草加市民アンケートにおいて、「行いたい運動・スポーツ」については、ウォーキング・散歩、ランニング・ジョギング、ラジオ体操等の軽体操、水泳など個人で気軽に取り組める種目の人気が高くなっています。

●体育施設の利用状況

体育施設の利用者数は、大規模修繕等や平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う利用制限により減少しましたが、平成25年度に体育協会が公益財団法人化し、スポーツ事業数を増加したため、記念体育館及び市民温水プールの利用者数はその後増加傾向にあります。獨協大学前駅から近くアクセスの良い市民体育館は、スポーツ教室等の事業に加え体育協会加盟団体や学校部活動、スポーツ団体等の定期的な利用が多いため稼働率が高く、利用者数はほぼ横ばいです。総合運動場及び吉町テニスコートの利用者数は緩やかな減少傾向が見られます。そうか公園テニスコート及び工業団地公園野球場の利用者数は、東日本大震災の影響に伴う夜間利用停止等の影響で利用者数が減少し、その後横ばいとなっています。



(注) そうか公園多目的運動広場の利用者数については、草加市民納涼大花火大会に伴う施設利用者数を除いた数字を採用しています。

(2) スポーツ実施率

スポーツ推進基本方針において、「市民のうち60%が、週1回以上スポーツを行うことを目標とします」と定めています。

平成28年度に実施した草加市民アンケートでは、スポーツを行う頻度「週3回以上」が15.8%、「週に1回～2回程度」が21.9%であり、週1回以上のスポーツ実施率は37.7%です。

平成26年度に実施した草加市民アンケートと比べると、当時は「週3回以上」が11.1%、「週に1回～2回程度」が25.3%、週1回以上が36.4%であり、増加傾向にありますが、目標には遠い数値となっています。

また「そうか みんなで 健康づくり計画」（草加市健康増進計画・食育推進計画）で、「身近なところから体を動かすことをはじめよう」を重点目標の一つに掲げ、運動習慣がある人（1日30分以上の運動を週3回以上している人）の割合及び日常生活における歩数を増やすことを目標としています。

[1] 身近なところから体を動かすことをはじめよう

- 運動習慣がある人の割合を増やす

《 1日30分以上の運動を週3回以上している人の割合 》

（平成24年度） 男性：27.7% 女性：17.4%

→（平成31年度） 男性：37% 女性：27%

- 日常生活における歩数を増やす

	（平成24年度）		（平成31年度）
20～69歳	男性：6,201歩	→	男性：9,000歩
	女性：5,617歩	→	女性：8,500歩
70～79歳	男性：4,999歩	→	男性：7,000歩
	女性：4,791歩	→	女性：6,000歩

平成24年度数値は市民健康意識調査による

出典：そうか みんなで 健康づくり計画（平成27年3月策定）

同計画では、目標達成に向けて運動習慣のなかった人でも気軽に始められるウォーキングやラジオ体操、今より1日10分多く体を動かす「+10（プラステン）」等の推進・啓発による健康づくりを行っています。

(3) 将来の利用需要

コミュニティブロック別の将来人口見通しを参考に、利用圏域人口の動向を想定します。

どのブロックにおいても、中長期的には年少人口が緩やかに減少しますが、老年人口が右肩上がりで増加する予測となっています。

このことから、特に団体スポーツについては活動の場と面積の確保が、また身近な場については活動の継続や質的な担保が求められます。

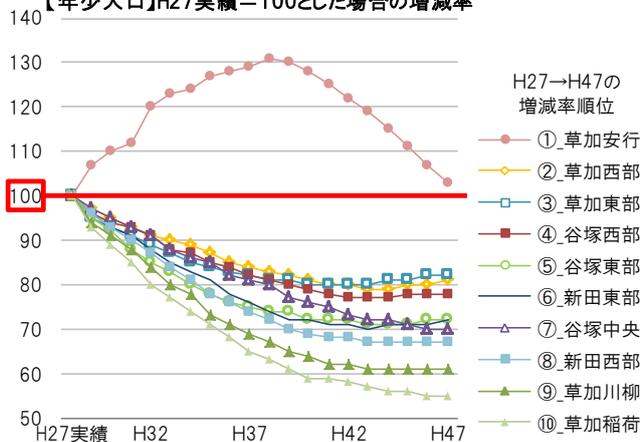
●人口推計データ

- 将来人口推計（平成28年1月1日実績を100とした場合の増減率）

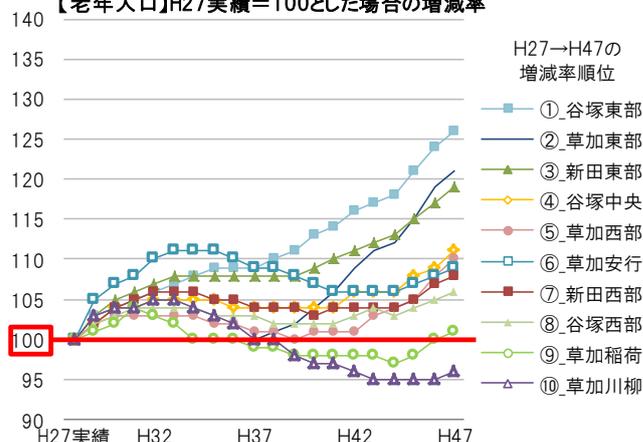
草加安行ブロックについては、松原団地の建て替えの影響により、年少人口の増加が中期的に見られますが、長期的には減少が予想されております。

その他のブロックにおいては、どの地域も同じような傾向を示しており、地域特性は見られません。

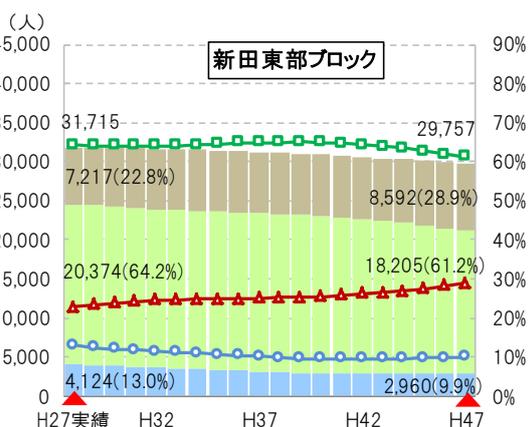
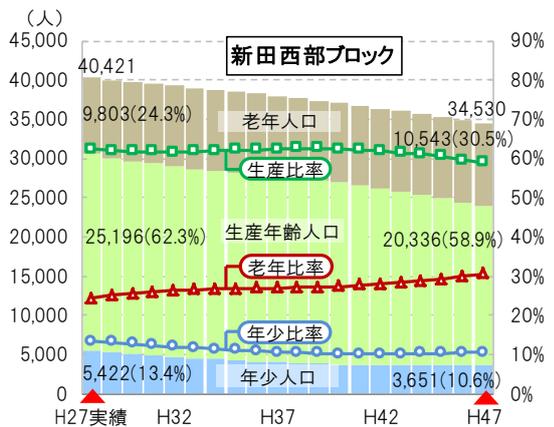
【年少人口】H27実績=100とした場合の増減率

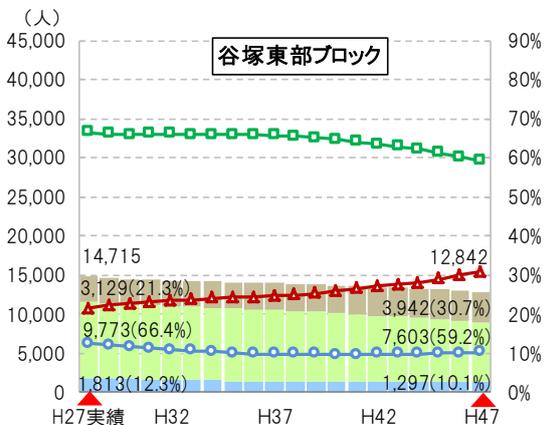
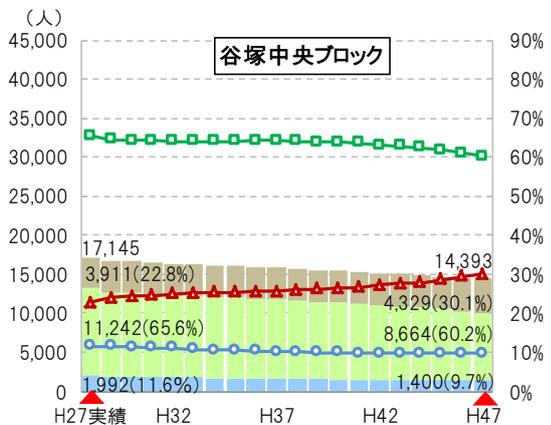
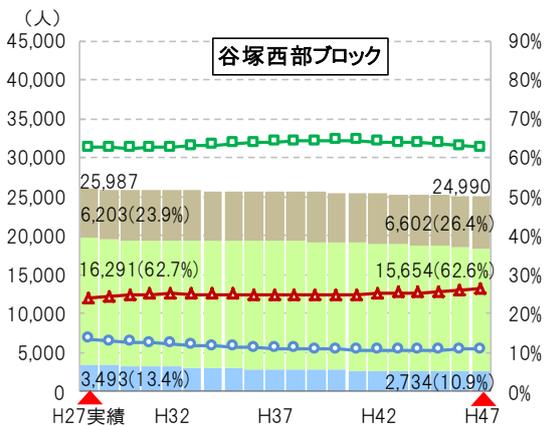
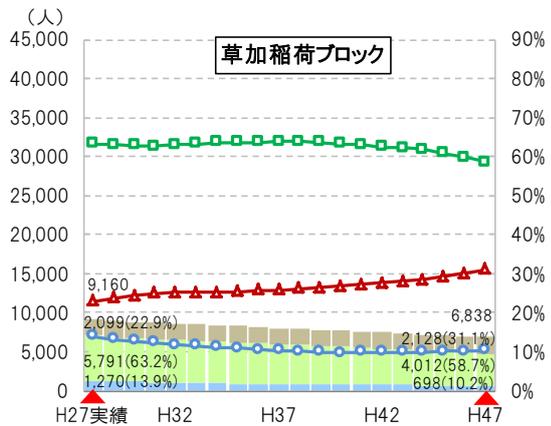
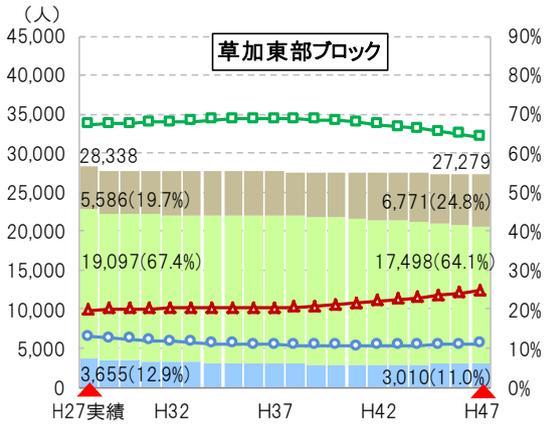
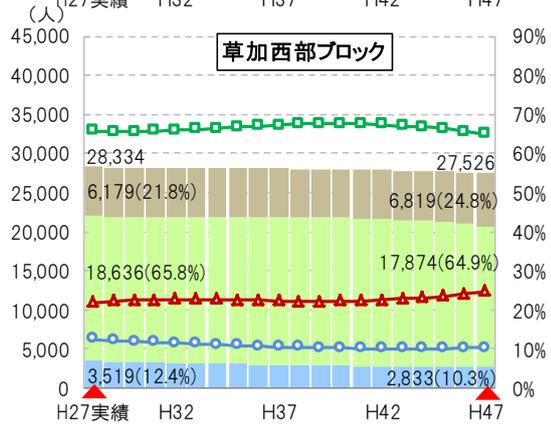
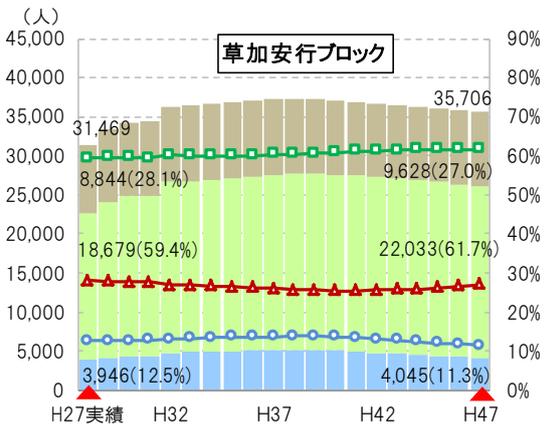
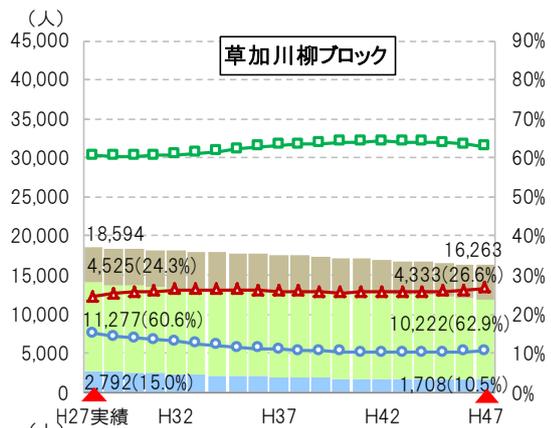


【老年人口】H27実績=100とした場合の増減率



- 10ブロックごとの将来人口と3区分（年少・生産年齢・老年）の将来比率（H27とH47の比較）





(注) 平成27年実績は平成28年1月1日住民基本台帳。以降は平成26年4月1日時点の住民基本台帳を基にした市独自推計値。

(4) 体育施設の概要と現状

●体育施設

施設名	所在地	規模	設置年月	利用内容	駐車場
スポーツ健康都市 記念体育館	瀬崎6-31-1	敷地面積 約11,315㎡ 延床面積 約14,299㎡	昭和60年11月	第1競技場(メインアリーナ) ・バレーボール4面、バスケットボール3面、 バドミントン15面 第2競技場(サブアリーナ) ・バレーボール1面、バスケットボール1面、 バドミントン3面 卓球場、柔道場、剣道場、相撲場、弓道 場、トレーニング室、第1会議室、第2会議 室、研修室、更衣室、シャワー、エレベ ーター、障がい者用トイレ(1階・2階に設置) 他	車102台 (障がい者用 2台) 自転車 120台
市民体育館	松江1-1-8	敷地面積 2,771㎡ 延床面積 3,757㎡	昭和48年3月	競技場 ・バレーボール3面、バスケットボール2面、 バドミントン6面 トレーニング室、軽体育室、会議室、和室会 議室、更衣室、シャワー、障がい者用入口 昇降機、障がい者用トイレ 他	車56台 (障がい者用 1台)
市民温水プール	柿木町163-1	敷地面積 5,424㎡ 延床面積 2,356.34㎡	昭和60年3月	一般用プール、幼児用プール 更衣室、シャワー、障がい者用トイレ 他	車26台 (障がい者用 1台) 自転車 100台
市営総合運動場	青柳7-70-10	総面積 29,728㎡	昭和47年6月	ソフトボール2面、軟式野球2面、 グラウンド・ゴルフ 他	車40台
吉町テニスコート	吉町4-889	利用面積 2,686㎡	昭和54年5月	テニスコート4面、照明設備、更衣室	車20台
そうか公園 テニスコート	柿木町272-1	利用面積 6,590㎡	昭和63年3月	テニスコート10面、照明設備、更衣室、シャ ワー	車276台 (障がい者用 2台)
そうか公園 多目的運動広場	柿木町272-1	利用面積 41,000㎡	平成4年10月	400mトラック、100m直線走路、跳躍場、投 てき場、軟式野球2面、ソフトボール2面、 サッカー1面 他	
工業団地公園 野球場	稲荷5-14-24	公園総面積 18,600㎡ 野球場面積 11,245㎡	昭和41年12月	軟式野球、照明設備	車14台

●その他のスポーツ施設

施設名	所在地	規模	設置年月	利用内容	駐車場
新里グラウンド	新里町254	総面積 2,689㎡	昭和57年12月	ソフトボール、少年野球、サッカー、 グラウンド・ゴルフ	-
吉町グラウンド	吉町4-889	総面積 2,900㎡	昭和54年4月	ソフトボール、グラウンド・ゴルフ 他	-
瀬崎グラウンド	瀬崎6-32	総面積 12,224㎡	昭和57年7月	サッカー、グラウンド・ゴルフ 他	車40台
柿木運動広場	柿木町地内	総面積 7,718㎡	平成29年5月	グラウンド・ゴルフ、少年サッカー 他	車30台
綾瀬川左岸広場 南側公共用地 (暫定利用)	松江2-3	総面積 17,091㎡	平成16年9月	ソフトボール、少年野球、サッカー、 グラウンド・ゴルフ	車60台
柳島治水緑地 多目的運動広場 (県有地)	西町1412-1	総面積 17,000㎡	平成16年7月	ソフトボール、少年野球、サッカー、 グラウンド・ゴルフ	車20台
金明専用グラウンド・ゴル フ場	金明町1311-3	総面積 4,068㎡	平成24年12月	グラウンド・ゴルフ	車20台
草加中央防災広場	中央2-140-1	利用面積 2,248㎡	平成26年4月	グラウンド・ゴルフ	-
江戸川広域運動公園	吉川市下内川 12-5	利用面積 67,000㎡	昭和62年9月	軟式野球、ソフトボール	車40台
ウォーキングコース	市内8か所	総距離 23.1km	-	ウォーキング	-

(注) 綾瀬川左岸広場南側公共用地は、草加市土地開発公社が所有する土地で、暫定利用しています。

(注) スポーツ機能を含めた複数の機能を有し、スポーツ振興課で管理している施設も記載しています。

●スポーツ・レクリエーション機能が期待される施設の設置状況（平成29年6月現在）



(注) 都市計画マスタープランにおいて、「スポーツ推進地区」を位置づけています。

(注) 公園等については、2, 500㎡以上を記載しています。

第3章 計画策定に向けた施設の課題

1 将来を見通した施設整備

将来的な人口減少や少子高齢化の進展で、施設への需要や求められる機能の変化が見込まれます。この変化に柔軟に対応するため、施設の利用効率性を高めるほか、将来の需要予測や施設総量を勘案した整備が必要になります。

必要な量と質（機能）の確保を図るためには、現状の施設機能を維持しつつ、面積については、地区のニーズや将来的な人口動向を踏まえ、確保を前提とした適正化を図ることが必要です。

2 厳しい財政見直し

税収は生産年齢人口が頭打ちとなり伸びが見込めない一方、高齢化に伴う社会保障関連経費の増加など、今後、財政見直しは非常に厳しい状況が見込まれます。

このような中では、スポーツ施設の維持管理費等を効率化するとともに、将来の需要予測などを踏まえながら、必要な予算を投入してスポーツを通じた健康づくりを推進していくことが必要です。

3 子どもの運動環境の整備

運動習慣のある子どもと無い子どもの二極化が進んでおり、生涯にわたりスポーツを楽しむためには、子どもの頃からスポーツや体を動かす遊び（レクリエーション）を通じて、体を動かす楽しさを感じることが大切です。

市民ニーズを勘案しながら、運動習慣の無い子どもがスポーツ・レクリエーションを気軽に楽しめる場の確保に努めるために、地域グラウンド、公園等を活用した場の提供の可能性を検討し、機会を設け、体を動かす楽しさを伝えることが必要です。

4 スポーツを通じた健康づくりの推進

高齢化の進展が見込まれることから、スポーツを通じて市民の健康づくりを進めることにより、市民が健康で豊かな毎日を過ごすことができ、結果的に医療費等にかかる財政負担削減の効果が期待できます。高年者に人気で気軽に実施でき、他市と比較して競技人口が多いグラウンドゴルフや、ラジオ体操やウォーキングなどの誰もが取り組みやすい運動の普及を図り、お互いを高め合うコミュニティが必要です。

高年者等の運動機能の維持や介護予防につながる取組を関係部局と連携して行い、徒歩でも行けるような地域グラウンド、公園、公民館等の地域の身近な場所を活用した健康づくりの場を提供することが必要です。

5 近隣及び民間スポーツ施設等との連携

市域面積が狭い当市においては、スポーツをする場の確保が大きな課題です。埼玉県東南部5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の公共施設の相互利用を図る「まんまるよやく」により、5市1町の住民が気軽に利用できるスポーツの場として、近隣スポーツ施設も利用しています。

また、市内では新たな民間スポーツクラブが進出し、運動が苦手な人や運動経験が少ない人を対象にした事業展開をするなど、その存在はスポーツ・健康づくりの分野で欠かせないものになっています。今後、民間スポーツ施設との役割分担を図りながら、施設整備を検討する必要があります。教室事業やイベント等で連携するなど、民間の優れたノウハウを活用した事業展開を図ります。

さらに、市内にはスポーツ施設を所有する民間事業所に加え、4つの県立高等学校、県立特別支援学校、獨協大学も存在することから、今後、「場の確保のために」施設の借用や事業等での幅広い連携を図ります。

第4章 施設類型ごとの方針

ここでは、施設の性格からスポーツ・健康づくりに求められる「場」としての方針を整理します。

1 スポーツ・レクリエーション施設

運動広場、公園等の地域の身近な場所を始めとして、スポーツを通じた健康づくりには、「場の確保のために」確実に場を維持していくことが必要です。

必要な機能の継続的な場を確保し、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合には、施設の利用状況、市域全体のバランス、集約・複合化の可能性等を総合的に勘案し、施設規模の見直しや再配置を検討します。

施設の管理運営については、利用市民団体との連携や指定管理者制度の活用による効率的な手法を検討します。

(1) 施設配置の考え方

市民ニーズの高い施設機能については、スポーツ・レクリエーション施設の機能を有する学校施設や、その他の既存施設の活用を検討するなど、機能や利用利便を維持しつつ、施設の床面積の総量の適正化を目指します。

■施設機能ごとの配置イメージ

区分	コミュニティブロック		全市
	複数ある施設	1か所程度ある施設	
圏域数	10		1(全市)
スポーツ・レクリエーション機能	●小学校 (校庭、体育館等)	●中学校 (校庭、体育館等)	●体育館 (市民体育館・記念体育館) ●野球場 ●温水プール
集会・学習機能	●公園	●地域グラウンド・運動広場等 ●コミュニティセンター (ミニコミュニティセンター) ●公民館・文化センター	●市民活動センター ●草加市文化会館 ●アコスホール・ギャラリー ●勤労福祉会館 ●青少年交流センター ●勤労青少年ホーム ●中央図書館 ●歴史民俗資料館

(2) 施設の利用方針

① 体育施設、公園体育施設

スポーツ振興の観点から、大会事業やスポーツイベントを開催します。各種スポーツ競技団体の活動の場として活用することで、団体育成や競技力の向上につなげていきます。

また、施設の利用状況を勘案し、市民ニーズに合った利用方法を検討し、対象者を見据えた事業展開をすることで、市民の運動習慣の定着を支援する場とします。

② 地域グラウンド開放施設

地域における身近なスポーツの場として、登録団体に開放することで、地域スポーツの推進を図ります。また、子どもの遊び場や高年者のスポーツを通じた健康づくりの場としての活用の可能性について検討し、市民の健康づくりと運動習慣の定着を支援します。

2 学校施設

学校施設は、第一の目的として児童・生徒の学びの場としての施設ですが、機能面で見ると、教育・学習機能を中心に、スポーツ・レクリエーション機能（校庭、体育館、プール）、図書館機能（学校図書室）、文化芸術機能（音楽室、図工室等）などの複数の機能を持った有機的施設です。

(1) 学校が持つ施設機能・空間とその他の施設機能の利用可能性

	機能	空間	遊び・生涯学習・集会・コミュニティ機能	保育機能	高齢者福祉機能	障がい者福祉機能	行政機能
学校が持つ施設機能と空間	スポーツ・レクリエーション機能	校庭	広場	保育			
		体育館	児童館/会議・集会	保育	健康づくり	健康づくり	
		プール			リハビリ	リハビリ	
	教育・学習機能	教室	趣味/児童館 会議・集会	保育	サロン/相談	サロン/相談	事務
	図書館機能	学校図書室	読書				
	文化芸術機能	音楽室	楽器演奏				
		図工室	作品制作				
		視聴覚室	会議・集会				
	保健・検診機能	保健室					
	その他	給食室・家庭科室	会議・集会				

(2) 施設の利用方針

学校は地域に身近な場所にあることから、地域における市民のスポーツ・レクリエーション施設として、学校開放登録団体へ開放されています。本来であれば、一般市民へ開放して更なる有効利用を図るべきところですが、現状では、管理運営上の観点から不特定多数の一般市民への開放が困難な状況にあることから、引き続き地域における身近なスポーツの場として学校開放登録団体に開放することで、市民の運動習慣の定着・継続を支援します。

- | | |
|------------|---|
| 体育館（31 施設） | <ul style="list-style-type: none"> 全小学校・中学校（草加中学校を除く）を開放しています。 ※草加中学校は、有料施設として一般貸出しています。 |
| 校庭（23 施設） | <ul style="list-style-type: none"> 小学校21校と夜間照明を設置している中学校2校を開放 ※夜間照明を設置していない中学校9校の校庭は開放していません。 |

第5章 施設整備計画案

スポーツ施設を整備するに当たっての基本的な方針及び具体的な計画を整理します。

1 整備・再配置を行う場合における考え方

稼働率評価と施設機能の客観評価を整理して、次の区分により整備・再配置方針を検討します。

①区分 統合・廃止するスポーツ施設

《考え方》

ア 設置時の目的（機能の必要性）が消滅し、他の利用が見込めない施設は別の利用方法（種目）での活用や廃止を検討します。

イ 人口減少などにより、費用対効果（施設維持費と利用状況等のバランス）が他施設と比べて著しく見込まれなくなることが想定される施設で、市内において隣接地域に同種・類似施設がある場合は、施設の統合を検討します。

②区分 活用方法を変更し存続するスポーツ施設

《考え方》

ア 現状等から、本来的に区分①とすべきであるものの、法制度の変化や市民ニーズの変化に基づいて公共施設機能の整備が必要となった場合に限り、活用方法を変更し存続します。

③区分 存続するスポーツ施設

《考え方》

ア 区分①～②に該当せず、スポーツ施設として保持することが必要である施設は存続します。

④区分 新たに整備するスポーツ施設

《考え方》

ア スポーツ推進基本方針の理念に合致し、施策の実現とスポーツを通じた健康づくりに寄与する施設については、市全体のバランスを考慮し、既存施設の必要な量と質（機能）の確保に努めます。

2 恒久的な拠点整備の必要性

市内の屋外スポーツ施設においては、柿木グラウンドが中川の築堤改修に伴い平成26年の利用休止に続きグラウンドの面積が削減され、さらに将来、利用停止となる見込みです。また、民有地を借用しているグラウンドについては相続等により所有者への返却を余儀なくされ、利用できない事例がこれまでも発生してきました。さらに綾瀬川左岸広場の南側公共用地も暫定利用であり、将来的には土地の活用が見込まれます。これらの面積は約3.6haの広さで、ソフトボール・少年サッカー・グラウンドゴルフの場が失われる影響を与えることから、恒久的な場の確保が喫緊の課題となっています。

新たな拠点づくりとして、都市計画マスタープランに記載されている「スポーツ推進地区」の実現に向けた取組を進め、周辺施設と併せたスポーツ環境の整備が必要です。

また既存の屋内・屋外施設についても、総量の維持を図りながら、スポーツ・健康づくりの拠点として活性化できるよう可能な限り機能の充実を検討することも必要です。

(1) スポーツを通じた健康づくりのゾーニングと新たな拠点整備（「スポーツ推進地区」の活用）

スポーツ・健康づくり都市宣言を行っている本市では、市の北東部に施策推進の拠点エリアと

して「スポーツ推進地区」を配置し、屋外スポーツの恒久的な場の確保として拠点整備を行うとともに、スポーツ・健康づくり都市宣言にふさわしいシンボリックなゾーンとします。

①根拠となる計画等

- ・総合振興計画・基本計画：施策 29（スポーツ推進基本計画として記載）
- ・都市計画マスタープラン：「スポーツ推進地区」
- ・みどりの基本計画：スポーツ・レクリエーション機能を核としたみどりの拠点形成
- ・スポーツ推進基本方針：場の整備（課題 スポーツ施設の整備・充実について）

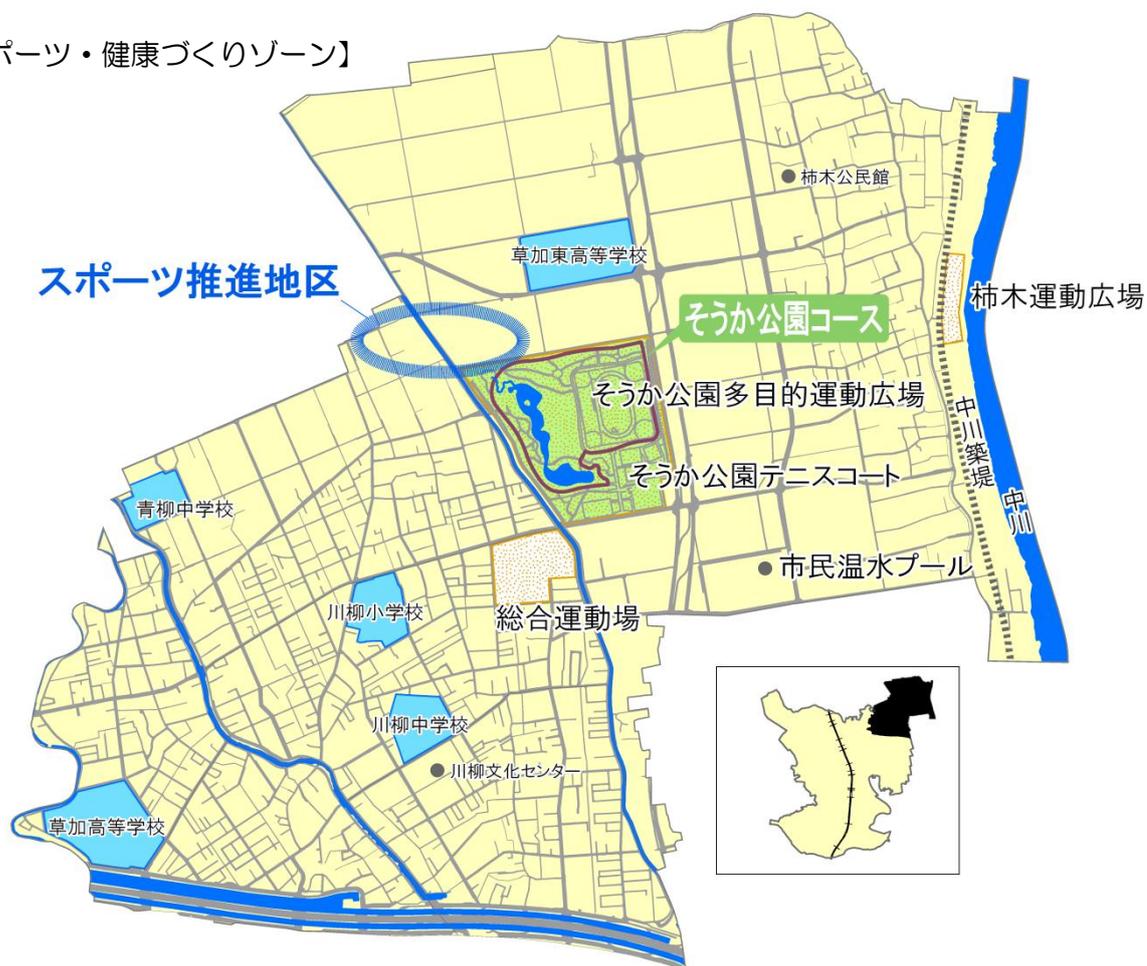
②期待される効果

- ・近接するそうか公園、総合運動場、市民温水プール、今後整備される中川の築堤上の遊歩道などと、連携したスポーツ・健康づくりをめざします。
- ・スポーツ・健康づくりの新たな実施者が地域に足を運ぶようになることで、地域ににぎわいをもたらし、活性化する効果をめざします。
- ・草加市の「スポーツ・健康づくりは、市北東部（柿木・青柳地区）で」というイメージ創出及び定着化により、市北東部地域の付加価値及び市の価値を向上させることができます。
- ・さらに、災害時の避難場所としての機能等も期待できます。

③想定される新規整備内容案

- ・ゾーン面積：恒久的な活動の場として必要な面積（約 4ha）
- ・ソフトボール（少年野球兼用）、サッカー等ができる多目的グラウンド
- ・ウォーキングコース（そうか公園と連携した長距離ルート設定も可）
- ・健康広場（健康器具を配置した緑地）など

【スポーツ・健康づくりゾーン】



(2) 屋内施設機能

①コミュニティブロックにおける方向性

コミュニティブロックを利用圏域とする既存機能としては、主に学校開放施設（体育館）が活用されています。身近な場所で、いつでも気軽にスポーツできる環境が求められていることから、学校開放施設に加えて、公民館等の活用を検討するとともに、学校開放施設が安全で利便的に使えるよう、市長部局と教育委員会が連携して、老朽化した施設・備品の修繕・更新等を行うことが必要です。また、更新時には付加機能の追加の検討を行います。

②全市的な方向性

全市を利用圏域とする既存機能としては、一般体育施設である記念体育館・市民体育館・市民温水プールが設置されており、これまでも市・体育協会・各スポーツ競技団体等の大会・イベントや教室事業等を開催し、市のスポーツ振興の中心的な役割を担ってきました。

引き続き、スポーツ振興上の観点から、中心的な役割を果たすために、全市を利用圏域とする体育館、温水プール等を維持していくことが必要です。

市民温水プールは築後30年以上を経過し、経年劣化による更新が必要となっており、「余熱利用型健康運動施設」としての更新に合わせ、魅力ある施設としての機能拡充を図ってまいります。

記念体育館や市民体育館においては、各種設備の更新やバリアフリー化の推進等が必要となっています。これらの施設は地域の防災機能を強化する役割も期待されていることから、優先順位をつけながら既存施設を活かした修繕等を行い、利用者の安全性と利便性を高めるような機能更新を図ります。

③想定される整備内容案

- ・市民温水プール
多目的スペース（個人や親子連れの一般参加事業、健康づくり事業）・スタジオなど
- ・記念体育館、市民体育館
空調設備、バリアフリー対応エレベータなど

(3) 屋外施設機能

①コミュニティブロックにおける方向性

コミュニティブロックの利用圏域では、現在、主に地域グラウンドとウォーキングコースが活用されています。

今後は、子どもが自由に体を動かせる場所や、高齢者が気軽に運動できる身近な場が求められていることから、学校開放施設（校庭）・地域グラウンドを引き続き活用していくとともに、公園・広場等を活用できるよう場の確保の可能性を検討し、機会を捉えて身近な場所で気軽に体を動かすことができる場の提供を目指します。

②全市的な方向性

全市を利用圏域とする既存施設には、総合運動場、吉町テニスコート、そうか公園テニスコート・多目的運動広場等があり、大会・イベント・教室事業を開催するとともに、各種スポーツ競技団体の活動の場として団体育成などの役割を担ってきました。

引き続き、スポーツを通じた健康づくりを強く推進していく必要があることから、「スポーツ推進地区」と連携した場として活用します。

また、松原団地の整備計画に伴い独立行政法人都市再生機構（UR）から土地の無償譲渡を新

たに受けることに伴い、既存機能であるテニスコートを広く市民が利用できるように整備します。

③想定される整備内容案

- ・松原テニスコート（仮称）
譲渡される位置、面積及び利用されている現況を勘案し、テニスコート複数面

3 施設の更新・整備時期

既存施設を含めた施設の更新や整備等について考察します。

(1) 平成 26 年度以降に実施した整備（改修・修繕）

①屋外施設

平成 26・27 年度

- ・そうか公園テニスコート：夜間照明塔修繕

平成 28 年度

- ・吉町テニスコート：テニスコート面の全面大規模改修工事
- ・瀬崎グラウンド：グラウンド東側の外構部フェンス改修工事
- ・新里グラウンド：グラウンド東側の防球ネット嵩上げ整備工事
- ・柿木グラウンド：多目的広場として再開放に向けた復旧修繕
- ・工業団地野球場：グラウンド内外野境界部の芝生面整備修繕
- ・花栗南グラウンド：所有者へ返却するための原状回復工事

②屋内施設

平成 26 年度

- ・記念体育館：競技場 2 階のトイレバリアフリー改修工事

平成 28 年度

- ・記念体育館：照明制御装置の修繕
- ・市民体育館：放送設備の修繕

(2) 今後整備（改修・修繕）を検討する施設

①屋外施設

短期的に検討を行うもの

- ・市の北東部に「スポーツ推進地区」として屋外拠点施設の整備
- ・そうか公園テニスコート：コート 10 面を順次更新修繕、クラブハウス・テラス更新等
- ・柿木グラウンド：運動広場やウォーキング利用者向けのトイレ・手洗い所整備
- ・ヘルシーロード、ウォーキングコース：中川築堤を活用したコースの設置、経年劣化による路面や標示等の更新修繕
- ・松原地区にテニスコートの整備

②屋内施設

短期的に検討を行うもの

- ・市民温水プール：経年劣化した温水循環・圧力容器更新とともにプール槽の更新や、多目的スペースの増床等による機能拡充
- ・記念体育館：バリアフリー対応化の推進に向けたエレベータ整備・通路の改修
メインアリーナを始めとする各施設の空調整備や、経年劣化によるメインアリ

ーナ床面や雨漏り修繕等の必要な施設更新

地震対策として天井部分の補強やガラス飛散防止等の必要な施設更新

- ・市民体育館：バリアフリー対応化の推進に向けたエレベータ整備・通路の改修
空調整備や経年劣化による必要な施設更新

中・長期的に検討を行うもの

- ・学校体育施設：市長部局と教育委員会が連携した必要な施設更新

4 計画の実施期間

(1) 短期的な着手

平成29年度から平成31年度（東京オリンピック・パラリンピック開催前年）までを短期の整備期間として、既存施設の更新を中心に、施設機能の位置づけを整理し、必要な更新修繕や新規に着手が可能な機能を精査しながら、その導入に向けたスポーツ環境の拡充に努めます。

スポーツを通じた健康づくりの施策推進に有用な整備や、施設利用上において緊急を要する施設更新を最優先としながら、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、市のスポーツ振興に貢献する等の観点を含めて、短期的な着手を進めます。

(2) 中・長期的な着手

平成32年度から平成35年度以降を視野に入れながら、整理された施設機能をもとに中・長期的に可能な内容を検討します。

新たな場の整備としての候補用地及び利用可能な施設について検討を進めながら、スポーツを通じた健康づくりの推進に向けて、整備更新に努めます。

(3) 次期計画期間

平成36年度から平成43年度まで（8年間）として、市の人口推移、財政面の見直しなどの外的環境を視野に、既存施設の機能更新等の着手に向けた検討と必要な整備を行います。

なお、本計画の見直しについては、スポーツを通じた健康づくり環境を取り巻く社会環境の変化等を勘案しながら、必要に応じて行うこととします。